

2. 都市計画道路の整備

道路は、都市交通の動脈であるばかりでなく、ライフラインや地下鉄等の埋設空間として、防災や環境衛生についても重要な役割を担っております。

都市計画道路は、都市計画法第11条第1項の都市施設として位置づけられるもので、自動車専用道路、都市の骨格を形成する幹線街路、区画街路及び特殊街路に種別されています。

東京都区部の都市計画道路は、昭和21年に「戦災復興都市計画道路」として幹線放射街路34路線と同環状街路9路線(延長合計約500km)、補助線街路124路線(延長約540km)を決定して以来、幾度かの見直しを経て現在に至っています。

昭和25年には、都市計画街路の大幅な幅員縮小が行われ、街路計画面積は約30%減少しました。なお、このときの都市計画街路は、幹線放射街路34路線、同環状街路9路線、補助線街路145路線でした。

昭和39年2月には環状6号線の内側について、昭和41年7月には環状6号線の外側について都市計画街路の再検討結果が決定告示され、幹線放射街路36路線、同環状街路11路線、補助線街路294路線、総延長1,501kmとなりました。この際、既定の細道路1,000路線、延長約1,400kmについても同時に検討され、一部は拡幅のうえ、補助線街路として残し、大部分は廃止されました。

昭和56年からは優先的に整備する路線を選定し、概ね10年のサイクルで見直しをする前期事業化計画路線が定められました。その後、平成3年度から平成12年度までを目途に着手又は完成すべき路線として第二次事業化計画路線が決定され整備が進められました(その後、平成15年度まで終期延伸)。平成16年3月には、今後12年間で優先的に整備すべき路線である第三次事業化計画路線が選定され、整備が進められ、さらに平成28年3月には、今後10年間(平成28年度から令和7年度まで)で優先的に整備すべき路線である第四次事業化計画路線が選定されました。

(1) 都市計画道路の現況

① 第四次事業化計画路線の概要

図表 2-2-3 第四次事業化計画路線の概要

路線名	区間	延長(m)	備考
環状5の1号線	高田二丁目付近～目白一丁目付近(新宿区境～補助76号線)	500	一部区間事業中
環状5の1号線	西巢鴨三丁目付近～上池袋二丁目付近(放射8号線 支線2～放射9号線)	1,260	北区部分除く 一部区間事業中
補助80号線	南大塚二丁目～放射8号線	290	
合計	3区間	2,050	

② 都市計画道路の整備状況

図表 2-2-4 都市計画道路の整備状況

令和3年3月31日現在

	計画延長 (km)	完成延長 (km)	事業中延長 (km)	未着手・概 成 延長(km)	完成率 (%)
東京都区部	1,768	1,168	165	433	66.0

令和5年3月31日現在

	路線数	計画延長 (m)	完成延長 (m)	事業中延長 (m)	未着手・概 成 延長(m)	完成率 (%)
うち豊島区管内	38	41,547	27,385	8,498	5,853	65.9%
内訳	放射線	6	9,027	7,503	720	83.1%
	環状線	3	5,711	2,668	2,324	46.7%
	補助線その他	29	26,809	17,214	6,224	64.2%

※：合計欄の数値と各項目の合計とは四捨五入の関係で一致しないことがある。

※：首都高速道路、自動車専用道路は含まれない。また、路線数には支線は含まれない。

③ 都市計画道路の路線別現況

図表 2-2-5 幹線道路

(令和5年3月31日現在)

路線名	計画決定	起点及び終点	延長(km)	幅員(m)	区内延長(m)
放射7号線 (新目白通り)	S21.3.26.戦災復興院告示第3号	千代田区九段北一、練馬区西大泉五	19.27	25	1,247 (100%)
放射8号線 (川越街道、春日通り)		台東区上野五、練馬区旭町三	16.69	25～40	2,657 (83.0%)
支線2		豊島区上池袋二、豊島区上池袋二	0.17	15	170 (100%)
放射9号線 (中山道、白山通り)		千代田区大手町一、板橋区舟渡三	14.85	40	1,946 (63.0%)
放射10号線 (本郷通り)		千代田区大手町一、北区岩淵町	13.45	30	525 (33.0%)
放射26号線		文京区音羽一、豊島区南池袋二	2.44	27	1,057 (100%)
放射36号線	S41.7.30.建設省告示第2428号	豊島区要町一、練馬区早宮一	4.29	40	1,425 (100%)
環状4号線 (不忍通り)	S21.3.26.戦災復興院告示第3号	港区高輪三、江東区新砂三	28.77	25	154 (0%)
環状5の1号線 (明治通り)		渋谷区恵比寿二、北区滝野川二	13.92	27～40	3,769 (23.3%)
環状6号線 (山手通り)		品川区東品川二、板橋区氷川町	20.05	40	1,788 (100%)
合計9路線		区内延長14,738m(完成延長率約69.0%)			

注：区内延長の()内の数値は区内部分の完成率

図表 2-2-6 補助線道路

(令和5年3月31日現在)

路線名	計画決定	起点及び終点	延長(km)	幅員(m)	区内延長(m)
補助26号線 (千川通り)	S21.4.25.戦災復興院告示第15号	品川区東大井一、板橋区氷川町	22.35	20~23	1,377 (43.4%)
補助72号線		新宿区歌舞伎町一、豊島区高田三	2.68	15	136 (100%)
補助73号線		新宿区西新宿七、北区赤羽台三	10.74	20~28	2,887 (45.0%)
補助76号線 (目白通り)		文京区音羽一、練馬区関町北四	15.35	15~25	2,369 (90.0%)
補助77号線 (グリーン大通り)		豊島区南池袋二、豊島区南池袋二	0.35	40	350 (100%)
補助78号線		豊島区西池袋三、豊島区西池袋五	0.82	25	820 (100%)
補助79号線		文京区春日一、豊島区巢鴨四	4.28	20	1,661 (27.0%)
補助80号線		豊島区南大塚二、豊島区南大塚二	0.54	27	540 (49.1%)
補助81号線		豊島区南池袋二、北区西ヶ原一	3.52	20~25	3,240 (22.0%)
補助82号線		豊島区北大塚二、板橋区大山金井町	2.55	15~24	2,417 (58.0%)
補助171号線	S39.2.7.建設省告示第148号	豊島区目白二、豊島区東池袋一	1.78	20・22	1,780 (100%)
補助172号線		豊島区南池袋一、練馬区谷原一	9.11	16~25	3,267 (40.9%)
補助173号線		豊島区西池袋一、板橋区南町	1.21	15・18	1,185 (100%)
補助174号線		豊島区東池袋三、豊島区西巢鴨一	1.07	11・15	1,070 (100%)
補助175号線		豊島区東池袋四、豊島区東池袋三	0.59	18	590 (99.9%)
補助176号線		豊島区東池袋四、豊島区東池袋四	0.57	11	570 (94.7%)
補助177号線	豊島区東池袋四、豊島区東池袋一	1.00	11・15	1,000 (100%)	
合計17路線	区内延長 25,259m(完成延長率約62.0%)				

注：幅員は豊島区における代表幅員の数値、区内延長欄の()内の数値は区内部分の完成率

図表 2-2-7 駅付近広場及び街路

名称	種類	番号	計画決定	位置(起点及び終点)	面積(m ²)	延長(m)	幅員(m)
池袋駅付近	広場	1	S21.8.20.戦災復興院告示第100号	南池袋一	約13,290	-	-
		2		西池袋一	約6,180	-	-
	街路	1		東池袋一	-	約140	22
		2		東池袋一	-	約120	50
		3		南池袋一	-	約230	22
		4		西池袋一	-	約110	30
		5		西池袋一	-	約130	18
	地下道	1		南池袋一、東池袋一	-	約60	8
		2		南池袋一、東池袋一	-	約50	5
		3		西池袋一	-	約160	14~5.5
4		西池袋一	-	約40	6		
大塚駅付近	広場	1	S21.12.7.戦災復興院告示第253号	南大塚三	約9,130	-	-
		2		北大塚二	約6,490	-	-
	街路	1		南大塚三	-	約240	15
		2		北大塚二	-	約230	12
		3		北大塚二	-	約40	25
巢鴨駅付近	広場	1	巢鴨二	約3,010	-	-	
		2	巢鴨一	約1,511	-	-	
駒込駅付近	広場	1	駒込一	約2,568	-	-	
合計					約42,179	約1,550	-

(2) 都市計画道路の整備状況

① 放射9号線(中山道・白山通り)の整備

放射9号線は、千代田区大手町一丁目を起点とし、板橋区舟渡町三丁目を終点とする、総延長14,850m(区内1,946m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内の整備状況は、第Ⅲ期事業化区間のみ事業中で、その他の区間については完了しています。(平成29年3月31日付で、第Ⅲ期事業化区間について一部区間変更あり)

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-8 放射9号線の整備計画等の概要

	①西巢鴨三・四丁目 (明治通り～折戸通り)	②巢鴨四・五丁目(折戸通り～ 中央卸売市場手前)	③巢鴨二・五丁目(中央卸売市 場手前～とげぬき地蔵入口)
事業承認	昭和63年6月30日 建設省告示第1478号	平成7年11月29日 建設省告示第1874号	平成11年3月12日 建設省告示第434号
延長	400m	485m	465m
幅員	40m		
事業期間	昭和63年6月30日～ 平成18年3月31日	平成7年11月29日～ 平成29年3月31日	平成11年3月12日～ 令和8年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)		
経緯	昭和53年：現況測量実施 昭和54年11月：地元説明会 昭和61年11月：首都高速道 路王子線が事業承認され整備 の機運が高まる 昭和62年10月：再度地元説 明会 平成3年1月：建築基準法第 42条第1項第4号の指定	平成7年7月：用地測量説明会 平成7年12月：用地説明会 平成12年6月：建築基準法 第42条第1項第4号の指定 平成14年3月：事業計画変更 (延伸：H14.3.31→ H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸：H19.3.31→ H22.3.31) 平成22年3月：事業計画変更 (延伸：H22.3.31→ H25.3.31) 平成25年3月：事業計画変更 (延伸：H25.3.31→ H27.3.31) 平成27年3月：事業計画変更 (延伸：H27.3.31→ H28.3.31) 平成28年3月：事業計画変更	平成10年8月：用地測量説明 会 平成11年6月：用地説明会 平成17年3月：事業計画変更 (延伸：H17.3.31→ H22.3.31) 平成18年2月：建築基準法第 42条第1項第4号の指定 平成22年3月：事業計画変更 (延伸：H22.3.31→ H26.3.31) 平成26年3月：事業計画変更 (延伸：H26.3.31→R2.3.31) 令和2年3月：事業計画変更 (延伸：R2.3.31→R8.3.31)

図表 2-2-9 放射9号線平面図



② 環状4号線の整備

環状4号線は、港区高輪三丁目を起点とし、江東区新砂三丁目を終点とする、延長28,770m(区内154m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

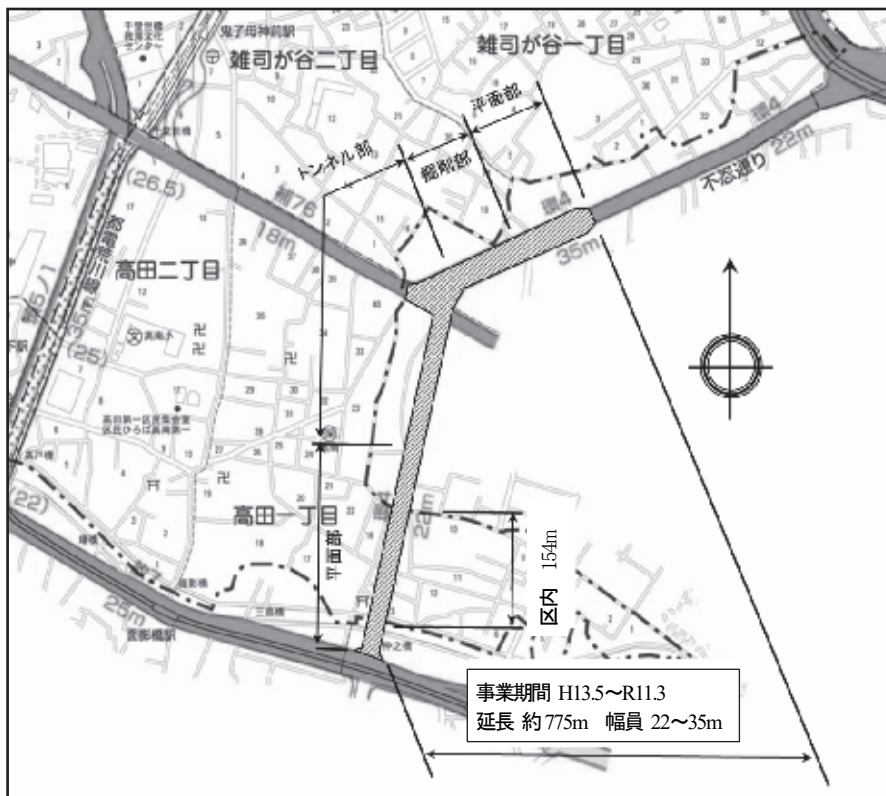
現在、新目白通りの交差点(新宿区内)から、日本女子大学付近(文京区内)までの区間(区内154m)で事業を進めています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-10 環状4号線の整備計画等の概要

	新宿区西早稲田三丁目～文京区目白台二丁目 (区内：高田一丁目)
事業認可	平成13年5月31日 関東地方整備局告示第236号
延長	775m(区内：154m)
幅員	22～35m
事業期間	平成13年5月31日～令和11年3月31日
施行者	東京都(第六建設事務所)
経緯	平成7年度：環境調査 平成8年度：現況測量(地元説明会：平成8年12月3・5日) 平成9年度：用地測量(地元説明会：平成9年8月8日) 平成13年8月：用地説明会 平成16年3月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成23年3月：事業計画変更(延伸H23.3.31→H29.3.31) 平成29年3月：事業計画変更(延伸H29.3.31→R5.3.31) 令和4年12月：事業計画変更(延伸R5.3.31→R11.3.31)

図表 2-2-11 環状4号線平面図



③ 環状5の1号線の整備

環状5の1号線は、渋谷区広尾五丁目を起点とし、北区滝野川二丁目を終点とする、延長13,920m(区内3,769m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内では、六ツ又交差点からグリーン大通りの交差点までの区間と、西巣鴨交差点より王子方面の区間が完成し、これ以外の区間は未完成ですが、現在事業を進めている区間があります。

事業の概要と経緯は次のとおりです。なお、事業中の雑司が谷区間は、平成23年4月の都市計画変更を経て、都電荒川線学習院下電停付近から東池袋交差点までの区間(約1.4km)を地上2車線の平面構造、地下2車線の掘割及びトンネル構造で整備する計画になっています。また、同年10月に事業認可(変更)を受け、地下道路整備に事業着手しています。現在の地上部の道路は地下道路工事完成まで暫定道路として開通しています。

さらに、令和4年4月に西巣鴨I期区間が事業認可を受け、拡幅に向けて事業着手しています。

図表 2-2-12 環状5の1号線の整備計画等の概要

	高田三丁目～南池袋二丁目 (豊島区雑司が谷)	上池袋一丁目～西巣鴨三丁目 (豊島区西巣鴨I期)
事業認可	平成10年7月10日 建設省告示第1439号	令和4年4月25日 関東整備局告示第193号
延長	1400m	770m
幅員	30～40m	27m
事業期間	平成10年7月10日～令和10年3月31日	令和4年4月25日～令和14年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成3年6月：第二次事業化計画路線に位置付け 平成6年度：交通処理主体の調査 平成7年度：地質や環境影響等の調査を実施 平成8年5月：現況測量(地元説明会)実施 平成9年8月：用地測量(地元説明会)実施 平成10年7月：用地説明会の開催 平成13年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成15年10月：事業計画変更 (延伸：H17.3.31→H20.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸：H20.3.31→H23.3.31) 平成23年3月：事業計画変更 (延伸：H23.3.31→H24.3.31) 同年4月：都市計画変更 同年8月：用地測量説明会の開催 同年10月：事業計画変更 (延伸：H24.3.31→R2.3.31) 令和2年3月：事業計画変更 (延伸：R2.3.31→R10.3.31)	令和5年1月：用地説明会の開催

図表 2-2-13 環状5の1号線平面図
(高田三丁目～南池袋二丁目)



図表 2-2-14 環状5の1号線平面図
(上池袋一丁目～西巣鴨三丁目)



④ 環状6号線の整備

環状6号線は、品川区東品川二丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする、延長20,050m(区内1,788m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内では、補助172号線との交差点から南側と、これより北側とに分けて事業認可されており、東京都から首都高速道路公団が委託を受け、首都高速道路中央環状新宿線の関連事業として同時施行しています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。なお、整備は中央環状新宿線の開通(平成19年12月)の後に工事を着手し、豊島区管内は平成24年3月に供用開始しています。

図表 2-2-15 環状6号線の整備計画等の概要

	①南長崎一丁目～西池袋四丁目 (補助172号線以南)	②長崎一丁目～西池袋五丁目 (補助172号線以北)
事業認可	平成3年3月8日 建設省告示第486号	平成6年3月10日 建設省告示第640号
事業区間	渋谷区松涛二丁目～豊島区長崎一丁目 (区内：南長崎一丁目～西池袋四丁目)	長崎一丁目～西池袋五丁目
延長	8,200m(区内：約720m)	約580m
幅員	40m	
事業期間	平成3年3月8日～平成27年3月31日	平成6年3月10日～平成23年3月31日
施行者	東京都	
経緯	平成10年1月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成10年7月：椎名町橋南側交通機能確保のため、特別区道として認定 平成14年2月：事業計画変更 (延伸H16.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸H19.3.31→H24.3.31) 平成24年3月：事業計画変更 (延伸H24.3.31→H26.3.31)	平成10年1月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成12年3月：事業計画変更 (延伸H12.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸H19.3.31→H23.3.31)

図表 2-2-16 環状6号線平面図



⑤ 補助26号線の整備

補助26号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長が22,350m(区内1,377m)の都市計画道路で、昭和21年4月25日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第15号)。

区内では、南長崎六丁目地内の補助229号線との交差部以南と、長崎六丁目地内の補助172号線との交差部から千早四丁目南部までの区間、および放射36号線との交差部以北は完成しており、現在、千早四丁目から要町三丁目の区間及び南長崎六丁目から長崎五丁目の区間について事業が実施されています。

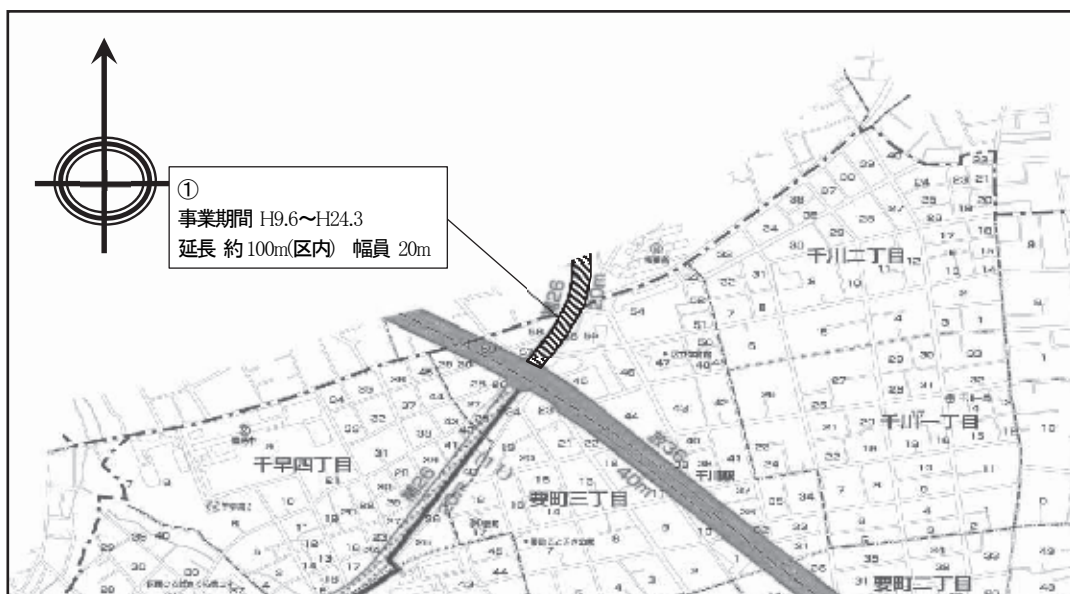
当該区間は、平成27年度までを目途に着手または完成すべき路線として「第三次事業化計画路線」に位置づけられていたのに加え、令和2年3月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和7年度までの完成を目指す「特定整備路線」にも選定されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-17 補助26号線の整備計画等の概要

	①豊島区要町三丁目～板橋区大山西町 (区内：要町三丁目)	②豊島区千早四丁目～要町三丁目	③豊島区南長崎六丁目～長崎五丁目
事業認可	平成9年6月26日 建設省告示第1376号	平成25年10月28日 関東地方整備局告示第438号	平成26年3月24日 関東地方整備局告示第93号
延長	995m(区内：約100m)	460m	320m
幅員	20m	20m	20m
事業期間	平成9年6月26日～平成24年3月31日	平成25年10月28日～令和7年3月31日	平成26年3月24日～令和7年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)	東京都(第四建設事務所)	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成7年度：現況測量(地元説明会：7月)開催 平成8年度：用地測量(地元説明会：7月)実施 平成9年8月：用地説明会の開催 平成16年3月：事業計画変更(延伸：H16.3.31→H21.3.31) 平成18年7月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成21年3月：事業計画変更(延伸：H21.3.31→H24.3.31)	平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成24年11月：事業及び測量説明会 平成24～25年度：現況測量・用地測量 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年10月：事業認可 平成26年1月：用地説明会 令和2年3月：事業計画変更(延伸：R2.3.31→R7.3.31)	平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年10月：事業及び測量説明会 平成25年度：現況測量・用地測量 平成26年3月：事業認可 平成26年7月：用地説明会 令和2年3月：事業計画変更(延伸：R2.3.31→R7.3.31)

図表 2-2-18 補助26号線平面図



⑥ 補助73号線の整備

補助73号線は、新宿区西新宿七丁目を起点とし、北区赤羽台三丁目を終点とする、延長約10,740メートル（区内約2,887メートル）の都市計画道路で、昭和21年4月25日付けで都市計画決定されています（戦災復興院告示第15号）。

区内では、戦後の戦災復興による土地区画整理事業によって、補助172号線（勤労福祉会館）から放射8号線（川越街道）までの区間が完成しており、補助172号線（勤労福祉会館）より以南は未着手となっています。

放射8号線（川越街道）以北（豊島区池袋四丁目～板橋区板橋一丁目までの区間）については、令和2年3月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和7年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-19 補助73号線の整備計画等の概要

	池袋本町地区
事業認可	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第2号
延長	1,070m(区内:約820m)
幅員	18.5～26m
事業期間	平成27年1月6日～令和8年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年7月:事業及び測量説明会 平成26年6月:道路整備に関する説明会 平成27年1月:事業認可 令和3年2月:事業計画変更(延伸:R3.3.31→R8.3.31)

図表 2-2-20 補助73号線平面図



⑦ 補助 81 号線

補助 81 号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目（旧古川庭園付近）を終点とする、延長 3,520m（区内 3,240m）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けで都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内の整備状況としては、春日通りから癌研通りまでの区間が完成しており、現在、南池袋四丁目から東池袋五丁目の区間で事業を実施しているほか、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定された区間（放射 9 号線と補助 181 号線の区間）は平成 27 年 2 月 24 日に事業認可を取得し、事業着手しました。

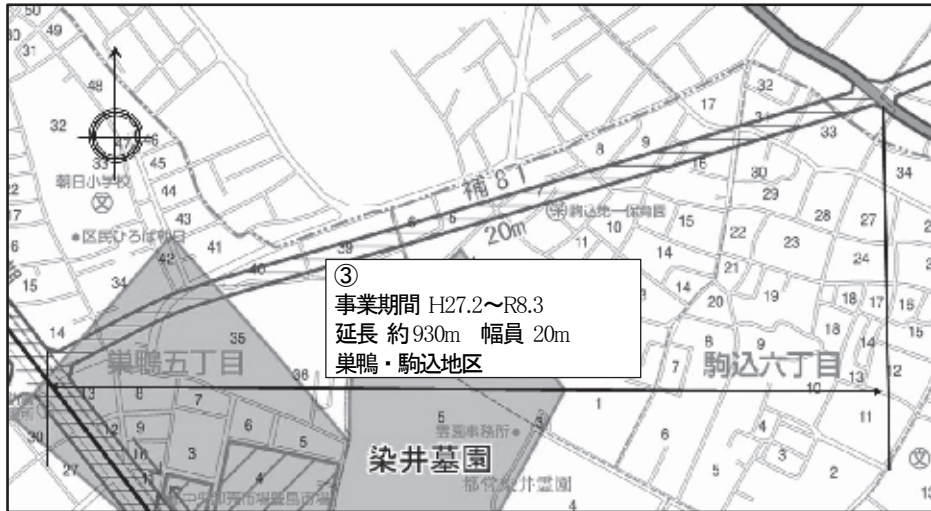
事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-21 補助 81 号線の整備計画等の概要

	①南池袋地区	②東池袋地区	③巣鴨・駒込地区
事業認可	平成17年11月16日 関東地方整備局告示第485号	平成17年11月16日 関東地方整備局告示第486号	平成27年2月24日 関東地方整備局告示第70号
事業区間	南池袋二丁目～南池袋四丁目	東池袋四丁目～東池袋五丁目	豊島区巣鴨五丁目～北区西ヶ原三丁目
延長	260m	610m	930m(区内:900m)
幅員	25m	25m	20m
事業期間	平成17年11月16日～令和7年3月31日	平成17年11月16日～令和7年3月31日	平成27年2月24日～令和8年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)	東京都(第二市街地整備事務所)	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成16年7月:用地測量説明会 平成18年1月:用地説明会 平成22年3月:事業計画変更 (延伸:H23.3.31→H27.3.31) 平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成27年3月:事業計画変更 (延伸:H27.3.31→R2.3.31) 令和2年3月:事業計画変更 (延伸:R2.3.31→R7.3.31)	平成16年10月:現況測量説明会 平成17年5月:用地測量説明会 平成17年11月:用地説明会 平成17年12月:事業認可全体報告会 平成23年3月:事業計画変更 (延伸:H24.3.31→H28.3.31) 平成27年3月:事業計画変更 (延伸:H28.3.31→R2.3.31) 平成31年3月:事業計画変更 (延伸:R2.3.31→R7.3.31)	平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年11月:事業及び測量説明会 平成27年2月:事業認可 平成27年3月:用地説明会 令和2年12月:事業計画変更 (延伸:R3.3.31→R8.3.31)

図表 2-2-22 補助 81 号線平面図





⑧ 補助 82 号線の整備

補助 82 号線は、豊島区北大塚二丁目を起点とし、板橋区大山金井町を終点とする、延長約 2,550 メートル（区内約 2,417 メートル）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けで都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内では、戦後の戦災復興による土地区画整理事業によって、JR 大塚駅北口付近から上池袋三丁目までの区間が完成しています。

未着手区間であった豊島区上池袋三丁目から板橋区大山金井町までの区間について、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-23 補助 82 号線の整備計画等の概要

	①上池袋地区	②池袋本町地区
事業認可	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第3号	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第4号
延長	640m	490m(区内:約360m)
幅員	15~24m	15m
事業期間	平成27年1月6日~令和8年3月31日	平成27年1月6日~令和8年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)	
経緯	平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年7月:事業及び測量説明会 平成26年6月:道路整備に関する説明会 平成27年1月:事業認可 平成27年3月:用地説明会 令和3年2月:事業計画変更(延伸:R3.3.31→R8.3.31)	

図表 2-2-24 補助 82 号線平面図



⑨ 補助 172 号線の整備

補助 172 号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする、延長 9,110m (区内 3,267m) の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付けで都市計画決定されています (建設省告示第 148 号)。

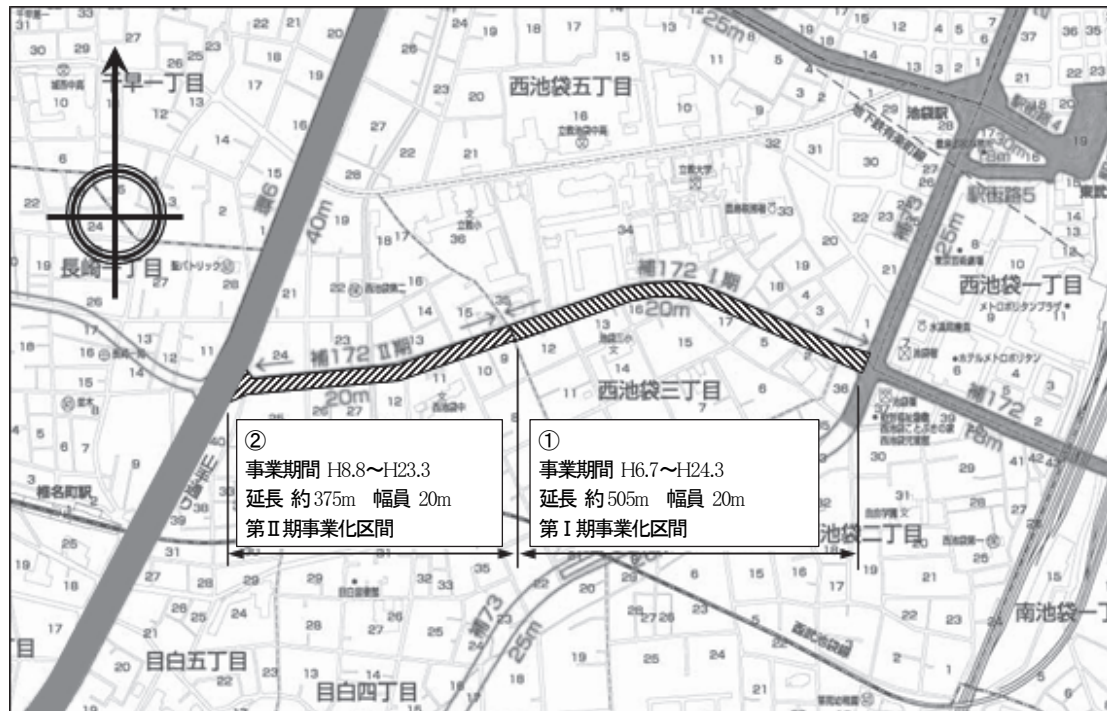
区内では、補助 73 号線と環状 6 号線の区間について、西池袋二丁目 (補助 73 号線) から西池袋三丁目の区間 [I 期] と、西池袋三丁目地内から西池袋四丁目 (環状 6 号線) の区間 [II 期] とに分けて事業を実施し、平成 23 年 3 月 20 日に交通解放しています。また、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定された区間 (環状 6 号線と補助 26 号線の区間) は平成 27 年 1 月 6 日に事業認可されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-25 補助 172 号線の整備計画等の概要

	①西池袋二丁目～西池袋三丁目	②西池袋三丁目～西池袋四丁目	③長崎地区
事業認可	平成6年7月25日 建設省告示第1690号	平成8年8月22日 建設省告示第1750号	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第6号
延長	505m	375m	1,620m
幅員	20m		16m
事業期間	平成6年7月25日～平成24年3月31日	平成8年3月22日～平成23年3月31日	平成27年1月6日～令和8年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)		東京都(第四建設事務所)
経緯	平成4年6月：事業概要及び現況測量の説明会 平成5年7月：用地測量説明会 平成6年9月：用地説明会 平成10年8月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成18年3月：事業計画変更 (延伸：H18.3.31→H21.3.31) 平成21年3月：事業計画変更 (延伸：H21.3.31→H24.3.31)	平成4年6月：事業概要及び現況測量の説明会 平成5年7月：用地測量説明会 平成8年7月：用地説明会 平成11年7月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成14年3月：事業計画変更 (延伸：H14.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸：H19.3.31→H22.3.31) 平成22年3月：事業計画変更 (延伸：H22.3.31→H23.3.31)	平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年10月：事業及び測量説明会 平成27年1月：事業認可 平成27年2～3月：用地説明会 令和2年11月：事業計画変更(延伸：R3.3.31→R8.3.31)

図表 2-2-26 補助172号線の平面図



⑩ 補助 173 号線の整備

補助 173 号線は、豊島区西池袋一丁目を起点とし、板橋区南町を終点とする、延長 1,210m(区内 1,185m)の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付けで都市計画決定されています(建設省告示第 148 号)。

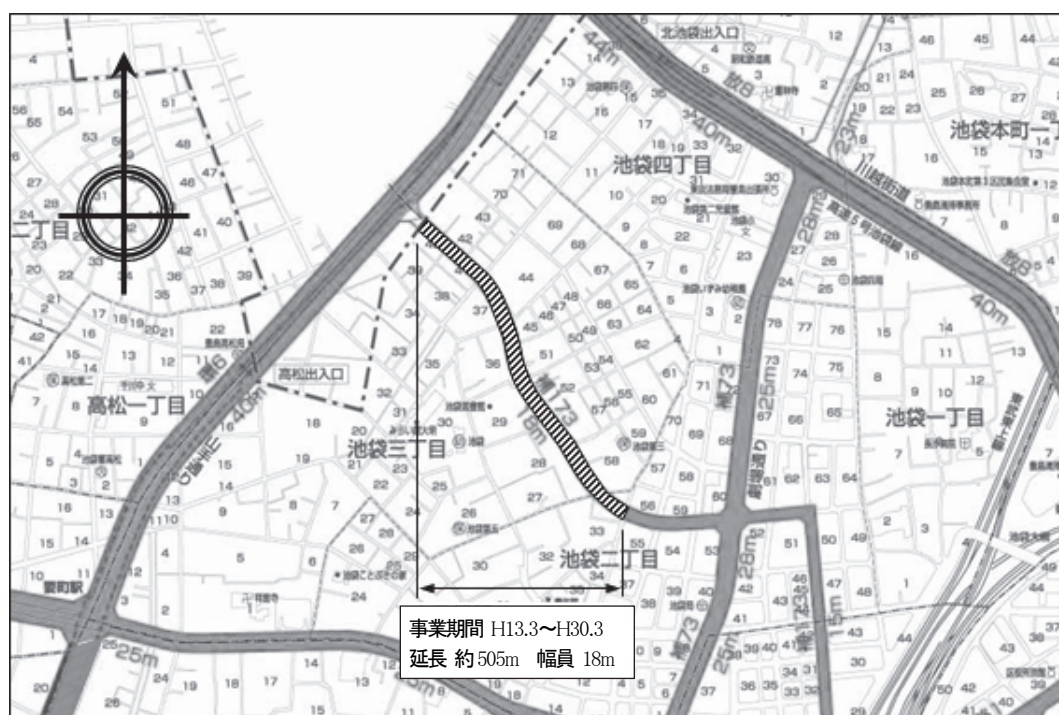
板橋区境までの区間については、平成 13 年 3 月に本区が事業認可を取得、板橋区内については、板橋区が別途事業認可を取得して事業を実施し、平成 30 年 3 月完了に伴い供用開始しています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-27 補助 173 号線の整備計画等の概要

幅員	18m
事業期間	平成13年3月6日～平成30年3月31日
施行者	豊島区
経緯	平成10年度：現況測量(地元説明会：7月、10月) 平成11・12年度：用地測量(地元説明会：11年7月、12年4月) 平成13年4月：用地説明会の開催 平成13年11月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約90m区間) 平成14年11月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約250m区間) 平成15年12月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約50m区間) 平成17年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約115m区間) 平成19年3月：事業計画変更(延伸H19.3.31→H21.3.31) 平成21年3月：事業計画変更(延伸H21.3.31→H24.3.31) 平成24年3月：事業計画変更(延伸H24.3.31→H27.3.31) 平成27年3月：事業計画変更(延伸H27.3.31→H30.3.31) 平成30年3月：事業完了

図表 2-2-28 補助 173 号線平面図



① 補助 174 号線の整備

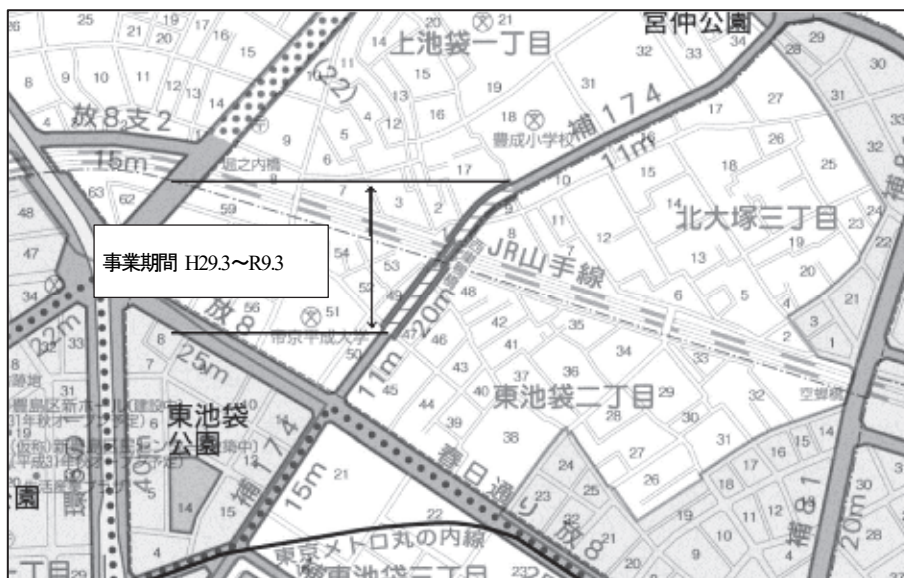
補助 174 号線は、豊島区東池袋三丁目を起点とし、豊島区西巣鴨一丁目を終点とする、延長約 1,070m の都市計画道路です。

既に整備が完了している都市計画道路ですが、今回、西巣鴨橋の架け替え整備に伴い、補助 174 号線が事業中となっています。

図表 2-2-29 補助 174 号線の整備計画等の概要

	西巣鴨橋
事業認可	平成29年3月21日 東京都告示第491号
事業期間	平成29年3月21日～令和9年3月31日
施行者	豊島区

図表 2-2-30 補助 174 号線平面図



⑫ 補助175号線の整備

補助175号線は、豊島区東池袋四丁目を起点とし、東池袋三丁目を終点とする、延長590mの都市計画道路で、昭和39年2月7日付けで都市計画決定されています(建設省告示第148号)。

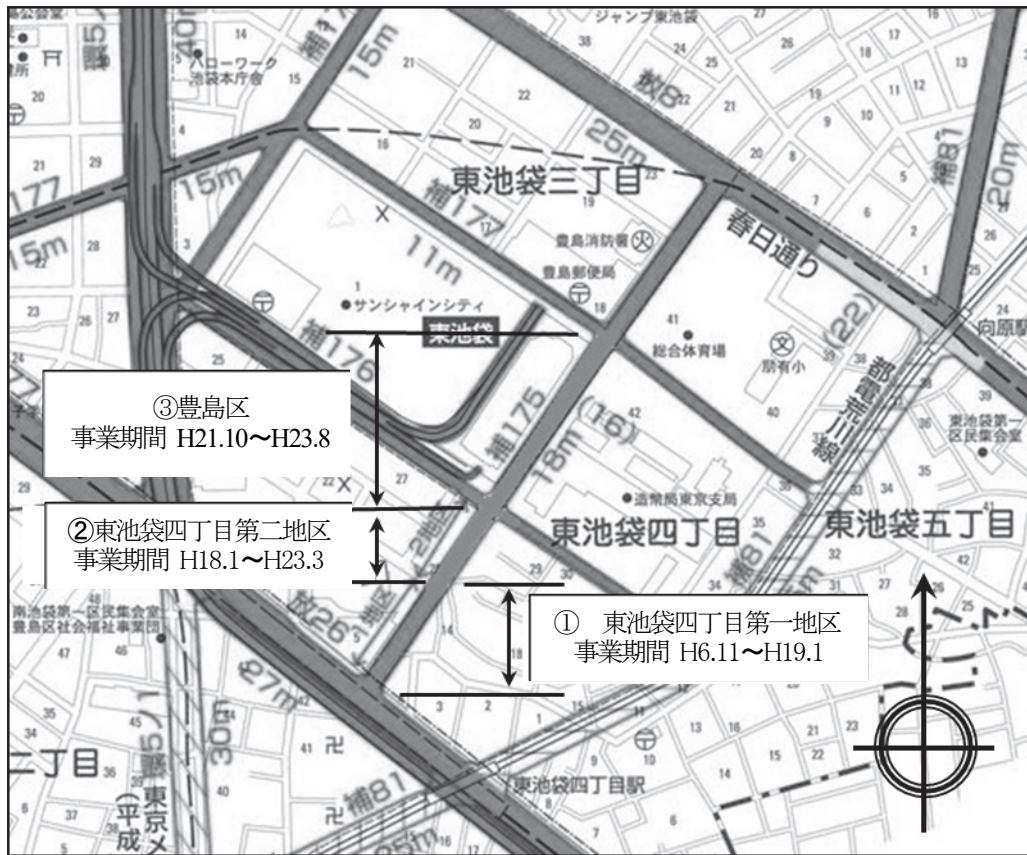
整備経緯としては、市街地再開発事業の中で、放射26号線(特例都道435号線：音羽池袋線)側からサンシャインシティ南東の交差点までの区間を整備しました。東池袋四丁目の起点側から110mの区間は、組合施行による東池袋四丁目市街地再開発事業の中で、平成19年1月11日に事業が完了し、その北側部分において、独立行政法人都市再生機構の施行による東池袋四丁目第2地区第一種市街地再開発事業として、平成23年3月25日に整備が完了しています。また、サンシャインシティと造幣局との間の区間は、平成21年10月15日に本区が事業認可を取得して事業を実施し、平成23年5月完了に伴い供用開始をしています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-31 補助175号線の整備計画等の概要

	①東池袋四丁目市街地再開発事業	②東池袋四丁目第2地区第一種市街地再開発事業	③東京都市計画道路事業
事業認可	平成6年11月29日 東京都告示1330号	平成18年1月10日 国土交通省告示第1号	平成21年10月15日 東京都告示第1405号
延長	110m	90m	190m
幅員	18m		
事業期間	平成6年11月29日～ 平成19年1月11日	平成18年1月10日～ 平成23年3月31日	平成21年10月15日～ 平成23年8月31日
施行者	東池袋四丁目地区市街地再開発組合	独立行政法人都市再生機構	豊島区
経緯	平成5年8月： 東池袋四丁目市街地再開発事業関連都市計画告示 ・東池袋四丁目地区第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・東池袋四丁目地区再開発計画 ・都市計画道路175号線の変更 平成6年11月： 東池袋四丁目地区市街地再開発組合認可 平成19年1月： ・東池袋四丁目地区市街地再開発組合「定款及び事業計画変更」について東京都知事認可 ・東池袋四丁目地区市街地再開発事業建築工事完了 平成20年1月： ・東池袋四丁目地区市街地再開発事業完了(組合解散)	平成16年5月： 「東池袋四丁目第二地区第一種市街地再開発事業」都市計画決定 平成18年1月： 「東池袋四丁目第二地区第一種市街地再開発事業」事業計画認可 平成20年8月： 「東池袋四丁目第二地区第一種市街地再開発事業」事業計画変更認可 平成23年3月：事業完了	昭和39年2月： 建設省告示第148号都市計画決定 昭和56年2月： 東京都告示第112号都市計画変更(起点・延長の変更) 平成5年8月： 東京都告示第914号都市計画変更(一部線形の変更) 平成21年10月： 東京都告示第1405号事業認可 平成23年5月：事業完了

図表 2-2-32 補助 175 号線平面図



⑬ 補助176号線の整備

補助176号線は、豊島区東池袋四丁目地内に起点及び終点を有する、延長570mの都市計画道路で、昭和39年2月7日付けで都市計画決定されています(建設省告示第148号)。

整備状況としては、サンシャインシティ及び造幣局の区間が完成しており、現在、区内では残る区間の30mを、東京都が施行中の補助81号線(東池袋地区)の事業と整合を図りながら実施しています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-33 補助176号線の整備計画等の概要

	豊島区東池袋四丁目地内
事業認可	平成19年11月16日 東京都告示第1466号
延長	30m
幅員	11m
事業期間	平成19年11月16日～令和7年3月31日
施行者	豊島区
経緯	平成18年度：用地測量(地元説明会：1月)実施 平成19年11月：事業認可 平成24年3月：事業計画変更(延伸H24.3.31.→H28.3.31.) 平成28年3月：事業計画変更(延伸H28.3.31.→R2.3.31.) 令和2年3月：事業計画変更(延伸：R2.3.31→R7.3.31)

図表 2-2-34 補助176号線平面図

